

社会福祉法人朝霞地区福祉会

職員処遇改善手当の額に関する理事長の定め

令和6年6月14日
理 事 長 決 裁

(目的)

第1条 この定めは、社会福祉法人朝霞地区福祉会職員処遇改善手当支給規程第5条第1項の規定に基づき、職員処遇改善手当の額に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員処遇改善手当の額)

第2条 職員処遇改善手当の額は、別表第1、別表第2に定めるところによる。

附 則

- この定めは、令和6年6月14日から施行し、同年6月1日から適用する。
- 次に掲げる理事長の定めは、廃止する。
 - 介護等特定処遇改善手当の額に関する理事長の定め
 - 賃金改善手当の額に関する理事長の定め
 - 南西部地域療育センター職員への処遇改善手当の支給に関する理事長の定め

附 則

この定めは、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 常勤職員

		対象施設			
		みつばすみれ学園 相談支援 すずらん 本部事務局	朝光苑 短期入所	デイサービスセンター	居宅介護支援 地域包括支援
区 分	A	月額 52,600 円 (配分率 10)	月額 49,230 円 (配分率 10)	月額 37,350 円 (配分率 10)	
	B	月額 36,900 円 (配分率 7)	月額 39,390 円 (配分率 8)	月額 32,300 円 (配分率 8.5)	
	C		月額 28,530 円 (配分率 5.8)	月額 28,010 円 (配分率 7.5)	

	D	月額 15,800 円 (配分率 3)	月額 8,840 円 (配分率 1.8)		月額 8,840 円
--	---	------------------------	-------------------------	--	------------

※配分率は、手当額の算出にあたり A に該当する職員の手当額を 10 として他の区分の手当額を比率で算出するため、毎年度定めることができる。

別表第 2 臨時職員等

		対象施設			
		みつばすみれ学園 ※ 相談支援 すずらん 本部事務局	朝光苑 短期入所	デイサービスセンター	居宅介護支援 地域包括支援
区 分	A	1 時間につき 198 円	1 時間につき 277 円	1 時間につき 237 円	
	B	1 時間につき 178 円	1 時間につき 235 円	1 時間につき 202 円	
	C		1 時間につき 152 円	1 時間につき 154 円	
	D	1 時間につき 32 円	1 時間につき 42 円	1 時間につき 29 円	1 時間につき 22 円

※ 南西部地域療育センターにおける支給額の算出方法

1 月の実労働時間に 1/2 を乗じた数（1 時間未満の端数が生じた場合は切り上げ）
に 1 時間当たりの職員処遇改善手当の額を乗じる